

自然科学研究機構岡崎コンファレンスセンター規則

平成16年4月1日
岡共規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号。以下「通則」という。）第50条第4号の規定に基づき設置された自然科学研究機構岡崎コンファレンスセンター（以下「センター」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 センターは、学術の国際的及び国内的交流を図り、岡崎3機関の研究、教育の進展に資するとともに、社会との連携、交流に寄与することを目的とする。

(施設)

第3条 センターに、次の施設を置く。

- 一 大隅ホール
- 二 中会議室
- 三 小会議室1及び小会議室2
- 四 応接室その他の共用施設

(使用の範囲)

第4条 センターは、次の用途に使用することができる。

- 一 学術研究を目的としたシンポジウム、研究会等
 - 二 教育を目的とした講演会、セミナー等
 - 三 岡崎3機関が主催、共催、協賛又は後援する会議、行事等
- 2 前項に掲げるもののほか、センター担当責任所長が適当と認めるものに使用させることができる。

(運営委員会)

第5条 センターの管理運営に関し必要な事項を審議するため、自然科学研究機構岡崎コンファレンスセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- 一 センター担当責任所長
 - 二 岡崎3機関における各研究所（当該研究所が緊密な連携及び協力を行う岡崎共通研究施設を含む。以下同じ。）の教授各1名
 - 三 国際研究協力課長
- 3 前項第2号の委員は、各研究所長が任命する。
- 4 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 運営委員会に委員長を置き、センター担当責任所長をもって充てる。
- 6 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(事務)

第6条 センターに関する事務は、岡崎統合事務センター総務部国際研究協力課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、運営委員会の議を

経てセンター担当責任所長が、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。